

第 6 章

市町村地域福祉計画の策定について

第1節 市町村地域福祉計画の策定について

1 地域福祉計画に係る法的根拠

- 社会福祉法第107条において、市町村は「市町村地域福祉計画を定めるよう努めることとする」と規定されており、また、その策定及び変更を行う際には、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるための措置をとることが求められています。
- 社会福祉法第4条において、地域住民等による地域生活課題の解決に向けた取組や地域福祉の推進について規定される一方、第6条において、国及び地方公共団体においては地域住民等と協力して福祉の推進に資する施策や地域住民等が地域生活課題を把握し、その解決を図ることを促進する施策を推進するために必要な各般の措置を講じなければならない、と規定され、施策の計画的な推進が求められています。
- 地域福祉計画は市町村の総合計画や基本構想を踏まえ、福祉のあり方や基本的な方向性を示す基本計画であり、福祉分野の各個別計画の理念や目標に共通するものが規定されます。
行政機関だけでなく、地域住民、社会福祉事業者をはじめとする民間事業NPO・団体等多様な関係者と連携し、どのように地域生活を形づくるか、という方向性を示すこととなります。
- 地域福祉を推進していくためには行政だけでなく、地域住民や社会福祉事業者をはじめとする民間事業者と連携し、協力して取り組むことが不可欠です。そのために、市町村地域福祉計画の策定プロセスにおいて住民参加による地域福祉推進に向けた動機付け、地域課題の共有化、解決に向けた検討を行うことが重要です。また、計画を推進しながらその成果や目標が達成できているのか、計画の評価委員会等を設け、地域住民が参加しながら評価していくことが重要です。

2 市町村の地域福祉計画の内容

地域福祉計画に盛り込むべき事項等は、厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（2017年（平成29年）12月12日付け子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が発出され、策定ガイドラインとして示されています。

●基本理念・基本目標

- 「長野県地域福祉支援計画」では「ともに生きる ともに創る 地域共生・信州」を基本理念として掲げています。各市町村においては行政だけでなく、地域住民とともに地域福祉推進の目標を定めるに当たり、わかりやすい表現で設定することが求められます。

●地域福祉施策・地域福祉計画における地域の単位

- 住民の誰もが、必要なときにできるだけ身近なところで、必要とする生活の支援や、支援サービスを利用できることが望まれます。一方で全ての地域に高度で専門的な知識や技術を提供できる体制を構築することは現実的ではありません。一人ひとりのニーズに合ったサービスが効率的、効果的に提供できる地域単位や仕組みを検討する必要があります。
- 地域で生活するに当たり、公的サービスでは行き届かない地域課題を解決するため、地域住民による自主的な支え合いが求められています。こうした地域課題を解決する土壌は地域によって育まれてきたものではありませんが、今後は、支えられながらも他の誰かを支える力を発揮する機会として、また、地域のつながりの中で地域の課題を解決に結び付けていく方策として、ますます重要になっています。
- 地域福祉を進めるにあたっては、様々な主体が活動します。社会福祉事業者、ボランティア、NPO、民生・児童委員、地域住民等の地域福祉活動の担い手がいます。こうした地域福祉活動の担い手が互いに連携し、協力していけるように住民に身近な地域福祉の推進のための体制の整備が必要です。

●地域福祉計画に盛り込むべき事項（抜粋）

地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応のあり方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
 - ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や支援のあり方
 - サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
 - シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野との関係の整理
 - セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進

- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備
- ② 地域における福祉サービスの利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ その他

3 地域福祉計画策定過程について

- 市町村地域福祉計画の策定に当たっての体制やその過程についても、厚生労働省「地域福祉計画策定ガイドライン」において示されています。
- 市町村地域福祉計画は、住民や利用者の視点に立って、高齢者や障がい者、児童といった、分野ごとの福祉制度の共通する理念や、サービスを利用しやすくするための支援、利用者の保護、地域福祉活動への住民参加や福祉制度の基盤整備など、地域福祉を推進していくに当たり基本的な事項を中心に計画するものです。したがって、各福祉分野の具体的な内容については各個別計画において策定することが望ましいと考えます。
- 市町村地域福祉計画の策定期間は、同じ福祉分野で関係がありますので、高齢者や障がい者の個別計画と改定期間をあわせたり、計画期間もこれらの計画と整合を取ることが理想です。
- 市町村地域福祉計画は行政計画でありながら、計画づくりに住民の参加を求めることが大きな特徴です。また、住民や社会福祉事業者等に地域福祉活動への参加を求めることや、医療や保健、教育、就労、住宅など、生活関連施策との連携を促進することが目標になります。
- 計画の策定にあたり、職員だけが携わればよいという考え方を避け、これまでの福祉の領域を超えて様々な分野と連携することで縦割り主義、横並び主義、前例主義を排除しながら、住民からの意見や提言を尊重して計画策定を行うなど、職員の意識を変えていくことが大切です。
- 市町村地域福祉計画は住民参加のもと、策定、実行、評価の一連の活動を実施するものです。計画を策定して「終わり」にすることなく、策定後も地域住民等と連携して地域福祉を推進する必要があります。そのためにも地域において自らの責任において発言し、計画づくりから実際の活動、評価まで自主的に参加する人が望まれます。それぞれの地域にいる自主的な活動の実践者や、その人の持つネットワークを通じて、より多くの地域住民等の参加が得られるよう呼びかけていくことが必要です。
- 計画の策定後、計画がそのまま放置されることなく、実効性のあるものとされ、また、地域において必要なサービスが効果的に提供されるためにも、地域住民を交えたモニタリング委員会等を設置し、計画の進捗状況等を常に評価していくことが重要です。

4 市町村地域福祉計画策定に向けての支援

市町村地域福祉計画の未策定の理由として挙げられた「人材不足」や「ノウハウ不足」といった状況を踏まえて、以下の取組を実施します。

- 市町村地域福祉計画の策定に携わる方々の参考となるよう、市町村地域福祉計画策定指針「市町村が地域福祉計画を策定するに当たって」を社会情勢の変化等を踏まえ、内容の改正について検討します。（地域福祉課）
- 地域住民が地域生活課題を把握し、住民主体の地域共生社会づくりに向けて自ら行動・実践の場とするワークショップの開催を支援するとともに、住民が主体となる地域福祉計画の策定や改定を推進します。（地域福祉課）
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備や人材の養成について、市町村の実情を踏まえて推進します。（地域福祉課）

